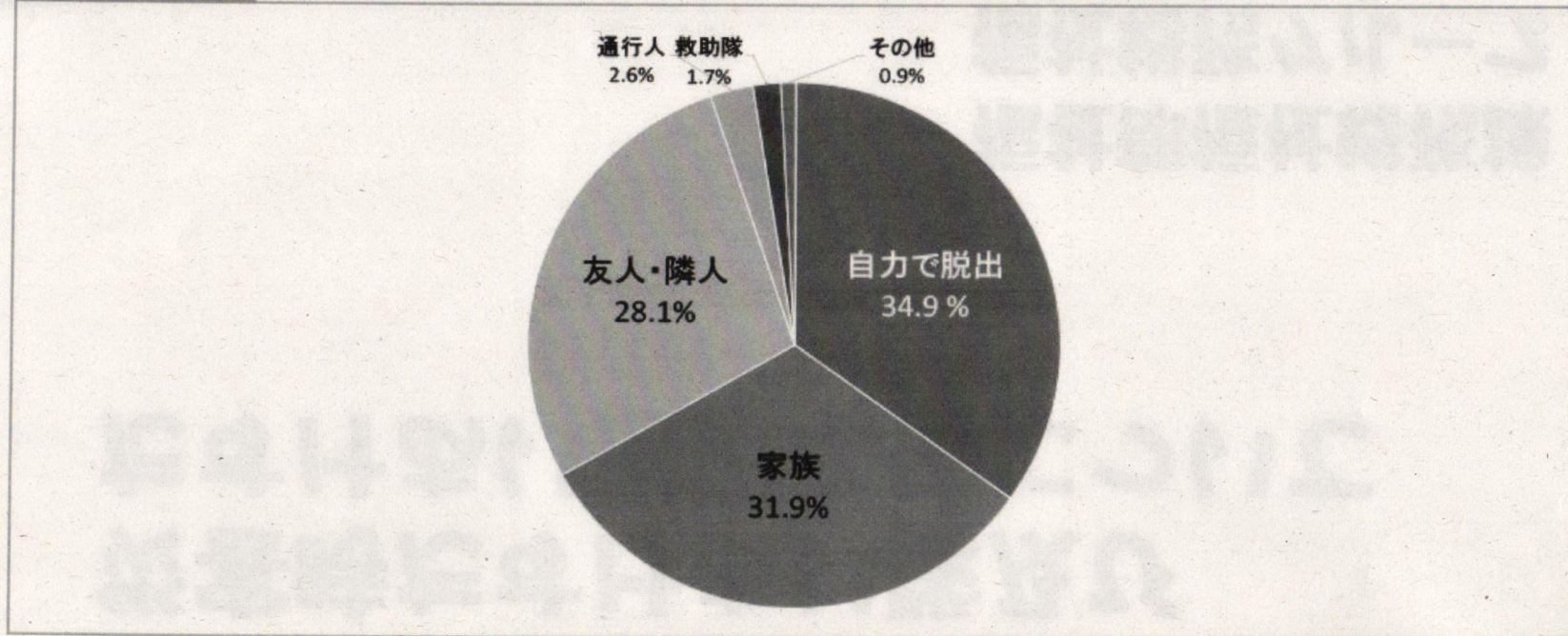


災害時たすけあい隊及び たすけあい避難名簿について

福祉部福祉総務課
福祉総務グループ

大災害発生直後の救助主体

図表 1-1-1 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等

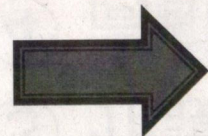


出典：(社) 日本火災学会 (1996) 「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

災害時たすけあい隊

▶ 平成22年6月～

自分の個人情報地域の方々へ提供してもよいという条件で、災害発生時に自分や家族等だけでは避難することが困難な方々を対象にした登録制度を開始。



地域で見守っていこうという

共助の仕組みづくり

- ・災害時に避難などの手助け
- ・日ごろの見守り活動などに利用



災害時たすけあい隊の登録対象者

- ▶ ① 身体障害者手帳1級または2級の方
- ▶ ② 療育手帳A判定(知的障害者)の方
- ▶ ③ 介護保険の要介護3以上の方
- ▶ ④ 高齢者のみの世帯の方、ひとり暮らし高齢者で市に登録されている方
- ▶ ⑤ 社会福祉協議会尾西支部で災害弱者支援登録制度に登録されていた方

各支援者の役割

▶ 個別支援者

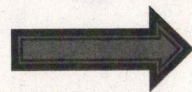
災害時において、避難の手助けを必要としている要援護者を、可能であれば手助け



承諾いただいたご近所の方等

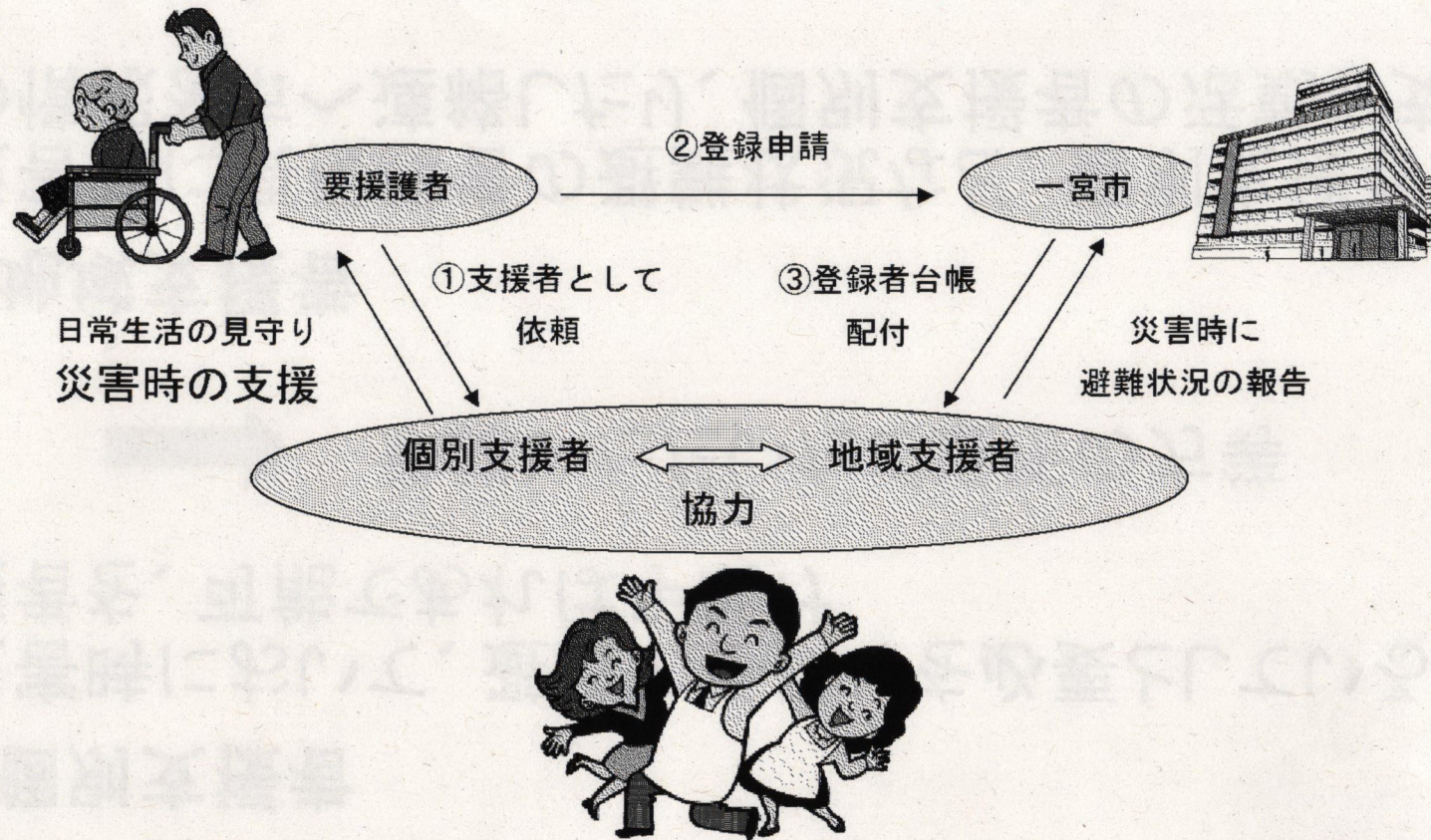
▶ 地域支援者

災害時に要援護者の避難状況など、個別支援者からの情報を市へ連絡したり、個別支援者の活動を支援



町会長、民生児童委員

災害時要援護者支援制度の支援イメージ



令和3年6月1日現在の登録者数約 2,400人

東日本大震災

※平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者に死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

災害対策基本法の改正

平成25年6月に災害対策基本法の改正

災害発生時の避難に特に支援が必要な方の名簿作成が市に義務付けられる。災害発生時等には、生命・身体を保護するために特に必要がある場合は、本人の同意を得ずに、個人情報消防や警察等の避難支援等関係者へ提供できるようになる。

災害時たすけあい隊は「手上げ方式」のため申請した方の情報しか手に入らない。

たすけあい避難名簿は市が設定した条件に当てはまる方を拾い上げ名簿を作成

たすけあい避難名簿

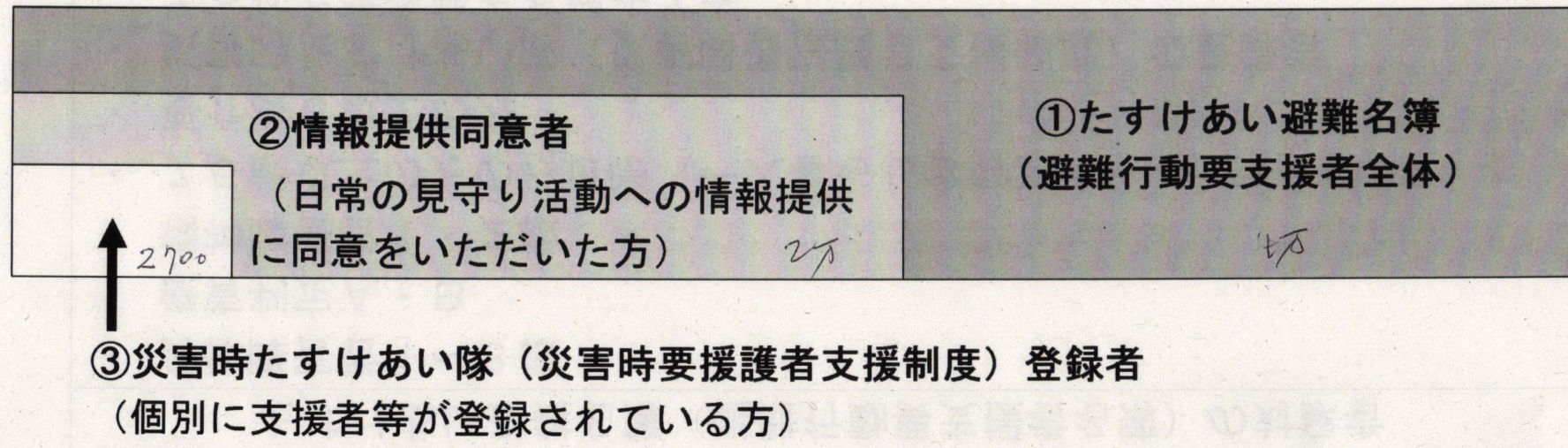
1. 提供する名簿の対象者

たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の対象者

- ・ 身体障害者 1～3 級
- ・ 療育判定 A・B
- ・ 精神障害者 1・2 級
- ・ 75 歳以上の方のみ世帯（一人暮らし含む）
- ・ 要介護 3 以上の方
- ・ 災害時たすけあい隊（災害時要援護者支援制度）の登録者
- ・ その他名簿登載を希望する方

災害時たすけあい隊と たすけあい避難名簿の関係性

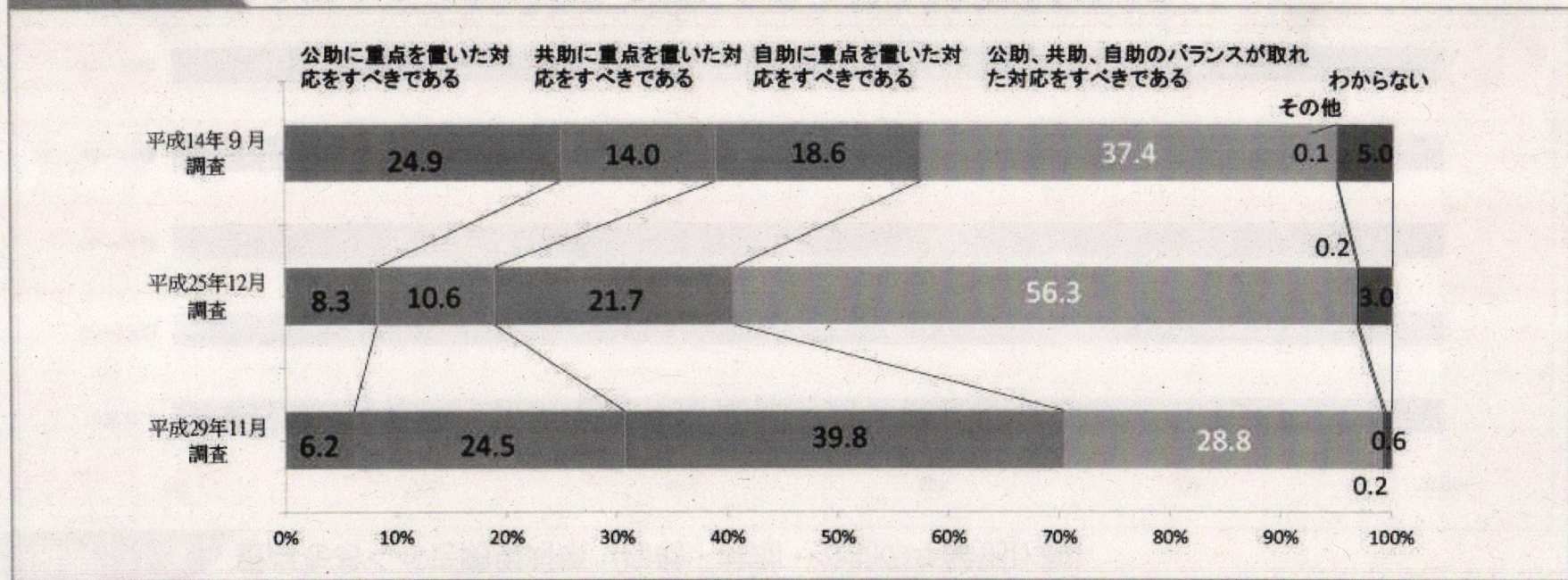
図 1



- ・このたび提供させていただく名簿は、上図1の②(③を含む)にあたる方になります。

重点を置くべき防災対策

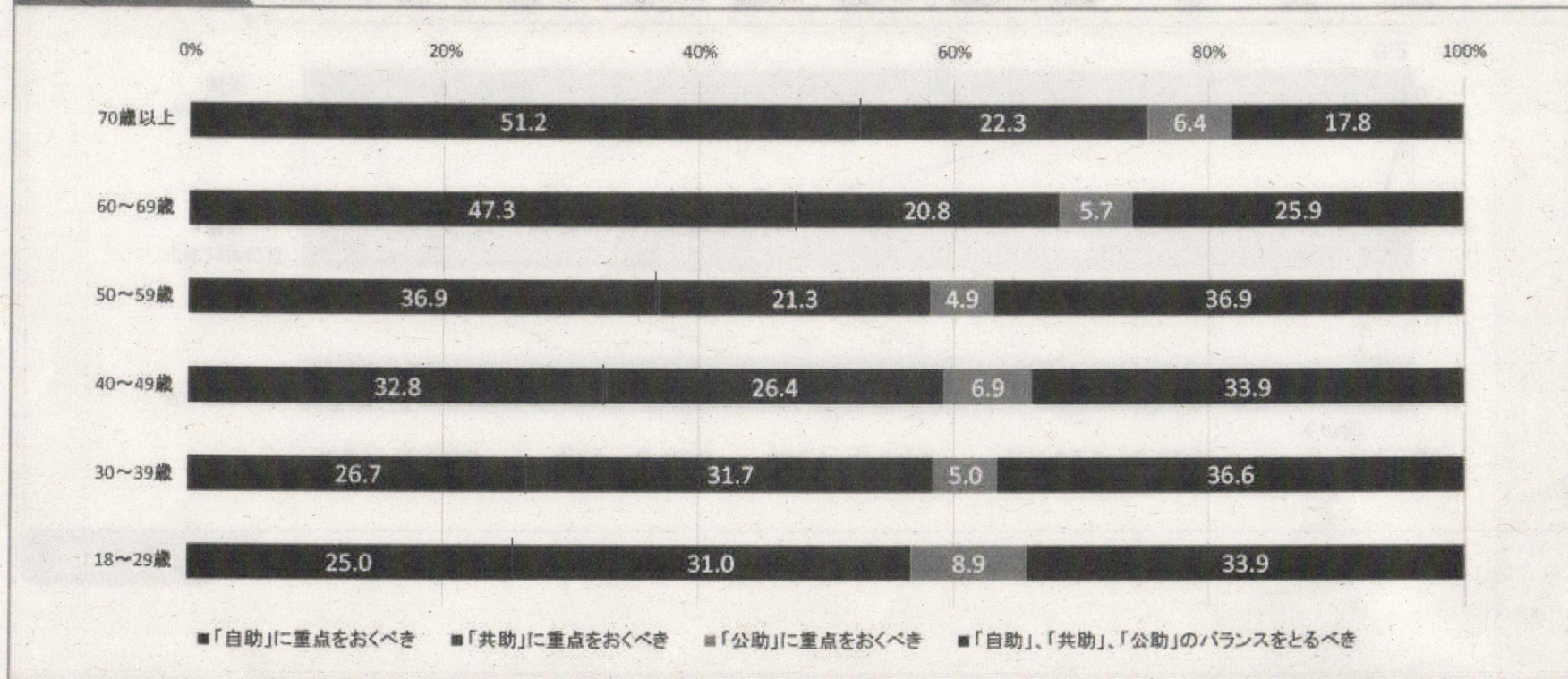
図表 1-1-2 重点をおくべき防災対策（自助・共助・公助の調査時点別比較）



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成14年9月調査・有効回答2,155人）、（平成25年12月調査・有効回答3,110人）、（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

重点を置くべき防災対策 (自助・共助・公助の年齢別比較)

図表 1-1-3 重点をおくべき防災対策 (自助・共助・公助の年齢別比較)



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

たすけあい避難名簿の活用例

- ▶ たすけあい避難名簿に載っている方の中で、災害時に避難が難しいと思われる方を災害時たすけあい隊へ登録する。(支援者を付ける)
- ▶ 対象の方を防災マップ等に記入してどこにどのような方がいるか視覚的にわかるようにしている。また避難の際支援が必要な程度を段階分けしている。
 - A: 誰かの援助がないと避難できない。
 - B: 誰かの誘導があれば避難できる。
 - C: 自分で避難できる。